

令和2年度答申第40号  
令和2年9月30日

諮問番号 令和2年度諮問第42号（令和2年9月9日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 中小企業退職金共済法10条5項に基づく退職金減額不認定処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当とはいえない。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号。以下「中退共法」という。）10条5項に基づき、懲戒解雇により退職した被共済者（以下「本件被共済者」という。）の退職金の額を減額して支給することの認定申請（以下「本件認定申請」という。）をしたところ、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が、本件認定申請を不認定とする処分（以下「本件不認定処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 2 関係する法令の定め

(1) 中退共法は、中小企業者の拠出による従業員の退職金共済制度として、中小企業者が独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）

との間で、従業員を被共済者（事業主が機構との間で締結した退職金共済契約（事業主が機構に掛金を納付することを約し、機構がその事業主の雇用する従業員の退職について退職金を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）に基づき、機構がその者の退職について退職金を支給すべき者をいう。以下同じ。）として締結する退職金共済契約について規定しており、中退共法10条1項は、機構は、被共済者が退職したときは、その者に退職金を支給する旨規定する。

(2) 中退共法10条5項は、被共済者がその責めに帰すべき事由により退職し、かつ、共済契約者（退職金共済契約の当事者である事業主をいう。以下同じ。）の申出があった場合において、厚生労働省令で定める基準に従い厚生労働大臣が相当であると認めたときは、機構は、退職金の額を減額して支給することができる旨規定する。

(3) 中小企業退職金共済法施行規則（昭和34年労働省令第23号。以下「中退共規則」という。）18条は、上記(2)の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のとおりとする旨規定し、「窃取、横領、傷害その他刑罰法規に触れる行為により、当該企業に重大な損害を加え、その名誉若しくは信用を著しくき損し、又は職務規律を著しく乱したこと。」（同条1号）、「秘密の漏えいその他の行為により職務上の義務に著しく違反したこと。」（同条2号）及び「正当な理由がない欠勤その他の行為により職場規律を乱したこと又は雇用契約に関し著しく信義に反する行為があったこと。」（同条3号）を掲げている。

(4) 中退共規則21条1項は、共済契約者は、上記(2)の認定を受けようとするときは、被共済者の退職事由が上記(3)の各号の一に該当するものであることを明らかにした退職金減額認定申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない旨規定する。

### 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、機構との間で退職金共済契約を締結した共済契約者として、令和元年6月6日、処分庁に対し、本件被共済者の退職事由を「横領行為・不正経理行為による懲戒解雇」として本件認定申請をした。

(退職金減額認定申請書)

(2) 処分庁は、令和元年8月9日、本件認定申請に対し、本件不認定処分をした。不認定通知書には、処分の理由として、「提出された資料からは、

被共済者の退職事由について、中小企業退職金共済法施行規則第18条各号で定める基準に該当する事実を確認できない。」と記載されている。

(不認定通知書)

(3) 審査請求人は、令和元年11月7日、審査庁に対し、本件不認定処分を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(4) 審査庁は、令和2年9月9日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

#### 4 審査請求人の主張の要旨

(1) 本件被共済者は、審査請求人と雇用契約をしていない本件被共済者の配偶者に稼働をさせつつ、加えて稼働実態のない賃金計算を行っていた。また、勝手に自身の賞与額を上乗せしていた。

以上のような横領が認められたため、本件被共済者を懲戒解雇した。

(2) 審査請求人は、上記(1)の本件被共済者の横領行為により、重大な損害を被り、信用を著しくき損された。

このことは、中退共規則18条の退職金減額の認定基準に当たると考えられることから、本件不認定処分は違法であり、その取消しを求める。

(審査請求書、反論書)

## 第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

1 審査請求人は、本件被共済者について、審査請求人との雇用契約がない本件被共済者の配偶者の口座への入金による横領行為等を理由として懲戒解雇し、本件認定申請をした。しかし、本件被共済者から、上記口座への入金はヘルパーへの給与等の支払のためである等の主張がなされ、処分庁は、退職事由について当事者間に争いがあり、事実関係が客観的に明らかであるとは認められないため、中退共規則18条各号に従い退職金の額を減額することが相当である場合に当たると判断できないとして、本件不認定処分をした。

2 審査請求人は、本件不認定処分に対し、本件被共済者の配偶者の口座への入金による横領行為等があった旨主張しているが、本件被共済者からは、当該入金は、ヘルパーへの給与等の支払のためであったこと、本件被共済者の配偶者のヘルパーとしての稼働やセミナーへの代理参加等に対する賃金であ

ること等が主張されており、退職事由について当事者間に争いがある。また、本件審査請求において、審査請求人から追加で資料が提出されているが、本件被共済者の主張を明確に否定できるものではないことから、事実関係が客観的に明らかではなく、中退共規則18条各号に該当するとは認められない。

- 3 よって、中退共法10条5項に規定する「被共済者がその責めに帰すべき事由」により退職したとは認められないとして行った本件不認定処分は妥当であるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件の審理員の審理手続については、特段違法又は不当と認められる点はない。

- 2 本件不認定処分の適法性及び妥当性について

本件認定申請は、本件被共済者が「横領行為・不正経理行為による懲戒解雇」により退職したとしてなされたものであり、処分庁は、審査請求人が提出した資料、審査請求人が申請した退職事由についての本件被共済者からの回答の資料等を検討するなどの調査を行った上で、中退共規則18条1号の認定基準である横領等刑罰法規に触れる行為が認められるかを判断すべきものである。

本件において、審査請求人は、上記「横領行為・不正経理行為」の内容について、「本件被共済者の配偶者の口座への送金総額は207万8840円であり、そのうち配偶者の勤務実態があった賃金支給額は8万0010円で、差額の199万8830円は勤務実態のない不正な振込金額であった。」、「不正な振込金額のうち45万円は本件被共済者の賞与の一部を税金軽減のために配偶者の口座に送金しており、また、101万4766円は登録ヘルパー2人の賃金の一部を税金軽減のために配偶者の口座を迂回して支払っていた。」、「上記を除く支払の理由が不明な金額は53万4064円である。」としており、本件被共済者の配偶者の口座への送金のどの範囲が刑罰法規に触れるとしているのか、すなわち、どの範囲が横領なのか、不正経理を問題とするならばいかなる刑罰法規に触れるのか明確ではない。

本来であれば、申請者である審査請求人にこの点を明確にするよう求め、認定の対象とする事実を明らかにした上で、本件被共済者に照会すべきであるが、処分庁は、認定の対象となる事実が明確でないまま、本件被共済者に対し、「税金軽減のため：146万4766円、支払理由不明：53万40

64円」として照会し、回答を求めたところ、本件被共済者は、「2名の登録ヘルパーに対して送金した額は81万6766円」、「支払理由不明とされた53万4064円は、配偶者をヘルパーとして稼働させたことに対する賃金、セミナー等への代理参加の賃金、会社の事務所の整理等に対する賃金」等と回答し、具体的にどの事実について審査請求人と本件被共済者の主張が食い違うのか不明確なままとなっている。

そして、審査請求人及び本件被共済者から提出された資料について、これらをどのように評価して、認定基準に該当する事実が確認できないとしたのか、その判断過程は不明である。

処分庁は、「審査請求人は本件被共済者の退職事由として横領行為及び不正経理行為があると主張しているが、本件被共済者は配偶者の口座への入金 はヘルパーへの給与等の支払のためであり審査請求人も容認していたと主張しており、事実関係が客観的に明らかであるとは認められない。」とし、認定基準に該当する事実を確認できないとしているが、以上に照らすと、本件不認定処分においては、認定の対象とする事実すら不明確なまま、調査を尽くさずに、事実関係が不明確であるとの結論に至ったというほかなく、これを是認する審査庁の判断は、妥当とはいえない。

### 3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当とはいえない。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史